

第 47 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 6 年 3 月 6 日（水）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 47 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 6 年 3 月 6 日（水）14 時 03 分～16 時 57 分

2. 場 所

神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室（ウェブ会議併用）

3. 出席委員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

和歌山県 大川 恵三

大阪府 岡 修

兵庫県 田沼 政男

岡山県 豊田 安彦

広島県 濱松 照行

山口県 梅田 孝夫

徳島県 岡本 彰

香川県 嶋野 勝路

愛媛県 武田 晃一

福岡県 瀧口 克己

大分県 本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 久賀 みず保

4. 議 題

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(2) サワラに関する委員会指示について

(3) 広域魚種の資源管理について

①トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

(4) その他

①TAC魚種拡大に向けた検討状況について

②令和 6 年度資源管理関係予算について

③その他

5. 議事の内容

(14時03分開会)

○金子所長 ただいまから第47回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は、瀬戸内海漁業調整事務所長をしております金子と申します。当事務所は、本委員会の事務局を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、大臣選任委員である脇田委員が、事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数14名のうち、対面で5名、ウェブで8名参加をいただきまして、計13名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用する同法第145条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、早速ではありますけれども、今井会長に、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。今井会長、よろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。会長の今井でございます。

委員をはじめ、関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第47回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会では、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示や、サワラの資源管理に関する委員会指示について御審議いただきます。そのほか、トラフグの資源状況及び資源管理、TAC魚種拡大に向けた検討状況、令和6年度資源管理関係予算などについて、水産庁などから説明があると承知しております。

本日は、対面とウェブ会議の併用で会議を開催しております。ウェブで御参加されている委員の皆様におかれましては、若干御不便をおかけする面もあろうかと存じますが、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございます。議事進行に御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から、ぜひ忌憚のない御意見及び御質問を賜りますようお願い申し上げます。本日の出席者を以下に紹介いたします。

水産庁から、永田資源管理推進室長、城崎沿岸・遊漁室長ほか、担当官の方々に、現地又はウェブでの出席をいただいております。また、国立研究開発法人水産研究・教育機構からは、水産資源研究所川端底魚資源部長、船本浮魚資源部副部長、安田浮魚第2グループ長、山下底魚第4グループ長、平井底魚第4グループ主任研究員に、現地又はウェブでの出席をいただいておりますので御紹介いたします。

多数の方に出席いただいておりますので、代表して水産庁の永田資源管理推進室長から、委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 水産庁資源管理推進室長の永田でございます。第47回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に、改めてお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた全ての方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきありがとうございます。

本委員会は、広域に分布・回遊する水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的といたしまして、平成13年の漁業法改正により設置された委員会であり、平成30年の漁業法改正においても設置根拠規定が存続され、引き続き、委員の皆様のお意見を賜りながら、本委員会の機能を果たしていくことが期待されております。

さて、漁業法に基づく数量管理を基本とした資源管理を推進するため、まずは旧TAC法の下でTAC

C管理の対象となっていた資源から、MSY、最大持続生産量水準の維持・回復を目標とした形での管理の運用を進めているほか、他の資源についても、水産研究・教育機構から順次MSYベースの資源評価結果を公表していただき、水産庁ではこれを受けて、資源管理手法検討部会やステークホルダー会合の開催等を進め、一部の資源について、具体的に申し上げますと、カタクチイワシ、ウルメイワシの対馬暖流系群につきましては、令和6管理年度、今年の1月からTAC管理が既に開始されておりました、またマダラ本州日本海北部系群、マダラ本州太平洋北部系群につきましては、本年7月からの開始の予定となっているところでございます。

TAC管理の導入に際しては、資源ごとに諸々の課題があり、しっかりと検討していくことが必要となっていますが、資源を増やし、漁獲を増やして、経営の安定や所得の向上につなげたいという思いは、漁業者の皆様も水産庁も同じだと考えております。

さらに、流通・加工ですとか遊漁に関連する方々も含めまして、水産に関わる人全てが同じ方向を向いて共に努力することで、豊かな海が取り戻せると考えておりますので、その他の水産資源についても、引き続き委員の皆様のお理解、御協力を賜りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本日は、広域に分布回遊する魚種の資源管理措置として、主に委員会指示について御議論いただくことを見込んでおりますが、このうち全ての広域漁業調整委員会の議題としております太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示に関しましては、地元では遊漁や観光に関連する方々との関係で、いろいろな話が持ち込まれていたりするのではないかと思います。適正な管理に向けた過渡期でもありますので、引き続き御理解と御協力をいただくと幸いです。また、漁業におきましては、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚を念頭に、TAC報告時の個体管理や取引時の伝達、記録の義務付け、罰則の新設などを措置する法案を、本通常国会に提出する方向で検討を進めているところでございます。

こうした我が国周辺水域における資源管理を進めていく上で、海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会における調整機能や委員会指示は、非常に重要な位置付けを有するものであります。これからもその機能が発揮されるよう、必要な情報提供などを行っていきたくと考えております。今後とも関係者の皆様の意見をお聴きしながら、水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、御理解と御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるよう、また関係者の皆様の操業の安全と経営の安定を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

続きまして、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局から、よろしくお願いいたします。

○金子所長 それでは、本委員会において使用する資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず、議事次第、1枚紙になります。その次に委員会名簿、1枚紙。あと、出席者名簿が、これも1枚紙、両面で1枚紙になっております。

それから、本日の委員会で御説明する資料といたしまして、資料の1-1から1-4まで4つの資料で、太平洋クロマグロの遊漁の委員会指示に関するものであります。

続きまして、資料の2-1から2-9まで9つの資料で、サワラの委員会指示に関する御説明をさせ

ていただきます。

続きまして、資料の3-1から3-2で2つの資料で、広域魚種であるトラフグの資源状況及び資源管理に関する御説明をさせていただく予定になっています。

次に、資料の4-1がTAC魚種拡大に向けた検討状況に関する資料になります。次に、資料の4-2が、令和6年度の資源管理関係予算に関する資料になります。次に、資料の4-3が、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果に関する資料になります。次に、資料の4-4が、資源管理基本方針の一部変更に関する資料になっております。

最後に、参考資料として専門用語の解説と、今年度のクロマグロとサワラの委員会指示を参考資料としてつけさせていただきます。

配付資料は以上ですけれども、不足や落丁等ございましたら、事務局の職員までお申しつけいただければと思います。

○今井会長 どうもありがとうございました。皆様、資料に不足はございませんでしょうか。御確認ください。

それでは次に、ウェブで出席されておられます方々への注意事項について、事務局からよろしく願います。

○金子所長 現在、ウェブで御出席されている全ての委員につきましては、問題なく接続をされている状況でございます。同時に多数の発言がある場合、会議の進行が滞る可能性があるため、会議中は原則全員カメラとマイクはオフにさせていただきまして、御発言される時のみオンにさせていただけるようお願い申し上げます。ウェブ参加で発言されたい場合には、音声で「会長、私は〇〇です。」と、「発言よろしいですか。」というような感じで発言の意志を表明していただくほか、ウェブのチャット機能を活用するなどして、必ず会長の許可を得てから御発言いただけるようお願い申し上げます。また、やむを得ない理由により会議中に席を立つ場合、先ほど申し上げた同様の手順で、会長の許可を得てから離席していただきたいと思っております。戻り次第、その旨をまた会長にも御報告いただければと考えております。

万が一、ウェブ参加の皆さん、通信の状況の悪化によって会議に参加できない状況になった場合、例えば会議の音声聞こえなくなったとか、映像が見られなくなった、発言を求めても会長から反応がないとかといったような事態が発生した場合には、チャット機能でお知らせいただくか、もしくは速やかに事務局にお電話をいただければと思います。事務局の緊急連絡先を申し上げますので、メモを取っていただければと思います。トラブルが生じた場合の連絡先は、今から申し上げます。XXX-XXXX-XXXXです。繰り返します、XXX-XXXX-XXXXです。当事務所の担当者の携帯番号になりますので、何かウェブ参加の技術上のトラブルが生じた場合には、こちらに御連絡いただければと思います。以上であります。

○今井会長 ありがとうございます。

続きまして、本委員会の議事録の署名人の選出について、お諮りしたいと思います。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第12条の規定に基づき、会長の私から指名させていただきます。府県互選委員からは徳島県の岡本委員、そして大臣選任委員からは久賀委員、以上のお二方に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願います。よろしいですかね。

○金子所長 両委員の方、御承諾いただけますでしょうか。

○久賀委員 はい、久賀です。承知いたしました。

○金子所長 徳島県の岡本委員さんは、御承諾いただけますでしょうか。

○岡本委員 はい。

○金子所長 お願いします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

次に、報道関係の方々への注意事項について、事務局からお願いいたします。

○金子所長 事務局です。

本会場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまでであります。以降の撮影についてはお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

○今井会長 それでは、議題（１）の「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」に入りたいと思います。

クロマグロの遊漁につきましては、令和３年３月に本委員会から発出いたしました指示に基づき、同年６月から新たな規制を開始し、30 キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30 キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務付けており、以降令和５年３月にも同様の指示を発出しております。

令和５年度は、大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認められる場合は、期間を定め、採捕を禁止する旨の公示を行い、直近では本年１月２４日から３月末日までの間に、遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところでございます。

今回御審議いただく委員会指示案についても、現行指示の後継措置として、本年４月以降の遊漁によるクロマグロの採捕に関わる規制を行うものとなるとのことです。

それでは、水産庁から御説明をよろしくお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 水産庁沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

それでは、私から議題（１）のクロマグロの遊漁に関します委員会指示案について御説明いたします。資料の１－１をお手元に御用意ください。

まず、１の経緯でございます。

今、会長からも概略の御説明がありましたけれども、改めて御説明いたしますと、資料１－１の経緯に書いてございますとおり、遊漁によるクロマグロ採捕につきましては、令和３年６月から広域漁業調整委員会指示によりまして、１つは30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止、２つ目に30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告義務付け、そして３つ目として、大型魚につきましては、全海区の採捕数量がTAC制度に基づきますくろまぐろ資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合には採捕禁止をするという措置が導入されております。そして、規制導入の３年目となりました令和５年度におきましては、令和５年４月１日に指示が有効になった後、４月２８日から５月３１日まで、また６月１８日から３０日まで、７月１０日から７月３１日まで、そして１１月４日から１２月３１日までの間、時期ごとの上限の目安を超えるおそれがあったために、採捕を禁止する措置としております。そしてさらに、採捕数量の累計が年度を通じての上限目安であります40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和６年１月２４日以降は、委員会指示の有効期間中は採捕を禁止すると、このような状況になっております。

ただ今般、この現行の委員会指示の有効期間が３月末をもって終了することになりますから、後継措置といたしまして、本年４月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示を発出したいと、このような御提案でございます。

続きまして、2. 委員会指示第45号(案)について御説明いたします。

まず、(1)の小型魚の採捕の制限でございますが、これは現行の委員会指示と全く同じでございます。採捕が禁止であることと、意図せずに採捕した場合には、直ちに海中に放流するというものでございます。

次に、(2)の大型魚でございますが、ア、保持制限尾数につきましては、現行の指示と同じでございます。いわゆるバググリミットを定めたものでありまして、1人1日当たり1尾を超えて保持してはならないと。保持した人が別の大型魚を採捕した場合には、その個体を直ちに海中に放流するというようにしております。

続きまして、イ、採捕重量の報告でございます。こちらは、現行の委員会指示から報告期限を変更して、陸揚げから5日以内であったものを3日以内に短縮したいと考えております。これは、採捕報告の積上げ状況によりましては、採捕の禁止も検討することになるわけでありまして、現在の5日間では、採捕を禁止した後に事後的に報告が積み上がる懸念がございます。このため、採捕禁止のタイミングをいつにするか、これは非常に判断に迷う場合がございます。累計の採捕数量といいますのは、随時更新をしまして、水産庁のホームページに掲載しているわけでありまして。遊漁者、クロマグロの遊漁をする方は、ほぼこの水産庁のホームページを確認し、現時点の累計数量を確認した上で釣行計画を立てると、このような実態があるようにも聞いております。できる限り正確な情報を迅速に発信できるよう、このようなことをしていく必要があると考えております。

なお、これまでの実際の報告の事例を見ますと、陸揚げした当日あるいは翌日に報告されている場合が多くございまして、また実際に釣りをしているクロマグロ遊漁関係者の方々にお聞きしても、期間短縮による不都合はないだろうと、そういう御意見もいただいておりますので、実態面からの問題はないだろうということで、5日間を3日間に短縮したいと考えております。

そのほか、報告事項や方法についての変更はございません。

そして、ウとエでございます。こちらは、委員会の会長が期間を定めて、遊漁者に対して大型魚の採捕を禁止する旨の公示をして、期間中は採捕の禁止。意図せず採捕した場合は、直ちに海中に放流せよという内容でありまして、現在の内容と全く変更はございません。

次のページを御覧ください。2ページ目でございます。

こちらは、上段に期間指定の考え方が書いてございます。

令和6年度の考え方を説明する前に、令和5年度の状況が真ん中辺りに点線で囲って書いてございます。まず、こちら御覧いただきたいのですが、この時期別の数量といいますのは、令和4年度から導入しているところでございますが、令和5年度につきましては、時期を左から4月・5月、6月、7月、8月、9月から12月、それから令和6年1月から3月、このように区切り、それぞれの時期ごとに数量を設定し、それを超えるおそれがある場合には、その時期の末日までを期間として指定し、採捕を禁止するというようにしております。その結果、採捕の禁止のところに、先ほど冒頭で説明したような期間のほかに、特に台風の接近等により天候が良くなかった8月を除きまして、それぞれの期間途中で採捕の禁止をしたという状況でございます。

続きまして、令和6年度の状況といいますのが、上段の表で書いてございます。これにつきましては、まず1つは、大きな点として、令和7年1月に1つ期間を新たに設けたというところでございます。これは、年明けには150キログラムを超える大型のクロマグロが採捕される一方で、これまで数量の設定がされてきておりません。破線で囲った令和5年度を見ますと、令和6年の1月から3月には※印がつ

いてございます。全体の40トンから4月から12月までの累計を引いた残りがこの※印に入るということです。令和5年度につきましては6.1トンと括弧で書いてございますけれども、このように引き算の上で出しておりました。このため、年明けの釣行を計画している方におかれましては、年末までの採捕の合計の集計結果を待つ必要があるということから、なかなか釣行計画を立てにくいという状況がございましたものですから、令和6年度におきましては、令和7年1月に新たに採捕数量の期間を設定してはどうかと考えるところでございます。

続きまして、9月から12月につきましては、これまでは9月から12月の4か月間を一括りとしておりましたけれども、これは少し長いのではないかと考え、令和6年度は10月から12月の3か月間と変更してございます。また、夏期におきましては、台風等で荒天により洋上に出る機会が少ないと思われることもあるものですから、時期を8月単独から、8月から9月に変更をしてございます。

その上で、全体の数量というのは、今は40トンを上限としておりますので、1月の数量を新たに設定するに当たっては、年内の各月から調整をした上で、4月から5月が5トン、6月及び7月をそれぞれ7トン、8月から9月を7トン、10月から12月を5トン、令和7年1月を5トンとしております。なお、令和7年の2月から3月につきましては、全体の数量が40トンでありますので、4月から1月末までの採捕数量の実績を引いた数として、現在でも※印としてございます。

時期別の数量につきましては、様々な御意見があることは承知をしておりますけれども、できるだけ全国で遊漁の機会を確保した上で、不公平感がなくなるような、そういうことを主眼に置いて、これまでの実績なども踏まえて、このような数字にしたところでございます。

なお、この40トンの根拠であります。これにつきましては、この場でも度々お示ししてきておりますけれども、国の留保のうち、遊漁による採捕に充当できる限界として、現時点で想定されるものでございます。水産政策審議会の資源管理分科会におきまして、令和4管理年度以降のクロマグロの国の留保は100トン程度にするということが決まっております。このうち50トン程度は、漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、また10トン程度は、調査船や実習船による漁獲への充当分として確保しておく必要がございます。その差引きが40トンになるわけでございます。

なお、この40トンというのも遊漁の枠という考え方ではございませんので、国としてTAC制度に基づくクロマグロ資源管理の枠組みに支障を来さないよう、この水準以下に抑える必要があるというものでございます。それと同時に、全体の状況によっては変動することもあり得るというものでありますので、あくまでも現時点において想定される目安としてお示しをしているものでございます。本日の委員会では、この目安を前提とした採捕期間、禁止期間の期間設定の運用の方針を定めたものでございます。

続きまして、(3)指示の有効期間でございます。こちらは、年だけを変更しまして、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

続きまして、3.委員会指示(案)に違反した者への対応についてということでございます。こちらは大きく変更しておりますので、全てにアンダーラインを引いてございますけれども、こちらについて御説明いたします。

クロマグロ遊漁の委員会指示による管理につきましては、3年を経過して、一定の周知・定着が図られているものと考えております。一方で、疑義情報に基づく摘発事例としましては、委員会指示の内容を知っておきながら、その指示を守らない。いわゆる悪質な違反というものが複数摘発されてきておまして、現行の措置を強化する必要があると、このように感じております。

現状では、この前段の5行に書いてございます、委員会指示に基づく違反への対応方針として、まずは違反者に対して、委員会の会長名で指導文書を出し、再度違反が確認された場合には、大臣に対して裏付け命令を申請し、その命令に違反した場合には罰則が適用されると、このような仕組みになってございます。指導を受けた後に2回の違反摘発、すなわち最初の違反から数えまして計3回の違反の後に罰則がかかると、このような仕組みになってございます。

クロマグロ遊漁の委員会指示の有効期間が1年間という短い中で、この間に3回の違反を確認して罰則を適用するというのは、なかなか難しい実態もございます。つきましては、今後は違反が確認された場合には、直ちに裏付け命令を申請できるようにしたいというものでございます。

これまで、指導文書の発出というプロセスを入れまして、一定の周知・定着に努めてまいりました。そういうものが一通り定着・周知の状況を見たということでもありますので、この際、管理のレベルを一段高めることにして、特に悪質な者に対する、違反に対する牽制という意味も込めて、このような仕組みに改めたいと考えております。

続きまして、1ページめくっていただきたいと思います。

こちらは、資料の1-2でございます。資料の1-2、委員会指示第45号(案)を御覧ください。今しがた申し上げた内容が反映されているものでございます。読みやすくするために、現行の委員会指示から変更がある箇所につきましては、赤字あるいは傍線を引いてございますけれども、公示の際にはこの装飾というのは外れることになります。

まずは、1番の定義でございます。こちらについては、現行指示から変更はございません。

2番の小型魚の採捕の制限についてでございます。こちら変更はございません。

3番の大型魚の採捕の制限に関する内容でございます。こちらにつきましても変更はございません。

次のページ、おめくりいただきますと(2)でございます。こちらは報告義務に関する内容でございます。こちらにつきましては、先ほど御説明したとおり、報告期限を陸揚げした日から3日以内に改めています。そのほかの報告事項等については、現行指示から変更はございません。

(3)と(4)、採捕禁止の期間の公示、期間中の採捕禁止等に関する内容でございます。こちらについても現行と変更はございません。

4番の有効期間につきましては、先ほど説明したとおり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

5番のその他につきましても、現行と同じでございます。

次、1ページまためくっていただきまして、資料の1-3を御用意ください。

こちらは、報告に関する事務取扱要領の(案)でございます。採捕実績の報告の方法ですとか、留意事項、様式等を定めているものでありますけれども、こちらについても、現行の指示からは変更はございません。

そして、数ページ進めていただきますと、資料の1-4でございます。

資料の1、まずは横置きで新旧対照表でございますけれども、これは先ほど御説明をした委員会指示の違反者への対応方針でございまして、1回目の違反の摘発から裏付け命令を申請できる手続に改めることとしております。詳しいところは、この新旧対照表のとおりでございます。

もう1ページめくっていただきますと、この新旧対照表を1つの文章に直したものの、通称浴込版と言っておりますけれども、そちらを掲載してございます。

まず1つ目としまして、水産庁が疑義情報に接した場合には、関係する都道府県水産部局等の協力も

仰ぎながら、調査・指導をすることには変わりはありませんけれども、今後は当該指示の違反を認める場合には会長へ報告し、2としまして、会長は農林水産大臣の裏付け命令の申請を行うこととしております。その際の手続は、会長または職務代理の一任として、後日委員会に報告することとしております。

なお、今年度、広域漁業調整委員会会長名で指導文書を出した事例といたしますのは、太平洋あるいは九州西の海区の管轄下におきまして、合計6件ございます。具体的には、太平洋のほうでは、令和5年10月に神奈川県沿岸で小型魚を採捕した事案、令和5年12月に津軽海峡で採捕の禁止期間中に大型魚を採捕した事案、また令和5年12月に津軽海峡において採捕期間中に大型魚を採捕した事案でございます。また、日本海・九州西の管轄におきましては、令和5年3月に鹿児島県で小型魚を採捕した事案、令和5年5月に新潟県で小型魚を採捕し、また大型魚を禁止期間中に採捕した事案として、令和5年6月に富山県で小型魚を採捕した事案、現在までにこの6件が報告されておりますので、御参考までに御紹介いたします。

資料の説明は以上でございますが、資料に記載しておりませんが、クロマグロ遊漁の管理の高度化について、1つ御提案をしたいと思います。

御案内のとおり、水産基本計画におきまして、クロマグロについては、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行すると、このように明記されております。現在、委員会指示によりまして、小型魚の採捕禁止、大型魚の報告を義務付けることを試行的に実施してきておりますけれども、今後は管理の高度化を図りつつ、本格的な数量管理へ移行するための検討を進めていく時期に来ているのだろうと考えております。

この管理の高度化につきましては、引き続き、広域漁業調整委員会の場で御議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、その際に、他の委員会では、遊漁関係の方に参考人としてお越しいただいて、御意見を頂戴しております。広域漁業調整委員会には、事務規程に専門部会を設けることができるという規定がございます。その規定を使いまして、例えばクロマグロ遊漁専門部会のようなものを設置して、遊漁の関係者、あるいは、クロマグロ遊漁に関わりがある漁業関係者に議論に参加いただく、このような仕組みを構築してはどうかと考えております。次回の広域漁業調整委員会の場で、改めてお諮りをしたいと考えておりますけれども、まずは本日、1つのアイデアとして御紹介をさせていただき次第でございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

来年度の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、引き続き、本年度と同様の小型魚の採捕制限及び大型魚の採捕制限を実施しつつ、新たな措置として、遊漁者が大型魚を採捕した場合の水産庁への報告期間を、これまでの5日以内から3日以内に短縮することなどを内容とする委員会指示を発出すること、また委員会指示に違反した者への対応として、違反が確認された場合には直ちに農林水産大臣への裏付け命令の申請ができるようにすることを内容とする関連文書を制定したいとのことでございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場御出席の委員の皆さんの御質問あるいは御意見等があれば承ります。次に、ウェブ参加の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承ります。よろしくお願いたします。

会場はよろしいでしょうか。

(異議なし)

ウェブ参加の方、いかがでしょうか。

(異議なし)

特段の御意見、御質問はございませんということで承りたいと思います。

それでは、本委員会として、原案のとおり、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号を本日付で発出をするとともに、遊漁者等によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付で制定することとし、今後の事務手続上、軽微な修正等があった場合には、会長である私に御一任いただきたいと思います。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に係る事務手続や官報への掲載をよろしくお願いいたします。

それでは、議題(2)の「サワラに関する委員会指示について」に入りたいと思います。

議題(2)につきましても、令和5年度サワラ広域資源管理の実施状況について、令和5年度サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果について、令和6年度サワラ広域資源管理の取組及び委員会指示について、令和6年度以降のさわら検討会議についての順番で進めてまいりたいと存じます。

それでは、最初の令和5年度サワラ広域資源管理の実施状況について、水産庁から御説明をよろしくお願いいたします。

○松本資源管理推進官 瀬戸内海漁業調整事務所、資源管理推進官の松本でございます。よろしくお願いいたします。令和5年度サワラ資源管理の実施状況について御説明いたします。

資料2-1、瀬戸内海の図を御覧いただければと思います。

サワラ広域資源管理の取組として、11府県で取り組んでいる資源管理措置を地図に示したものでございます。内容といたしましては、サワラにつきまして約7割の漁獲を行っておりますサワラ流し網、これに関しまして、網目を10.6センチメートル以上ということで、瀬戸内海全域において取り組んでいるところでございます。

それと、水道部西と東におきまして休漁期間を設けまして、休漁に取り組んでいるところでございます。また、流し網以外の釣り、ひき縄におきましても、サワラ目的の操業を禁止するという取組を行っているところでございます。

令和5年度サワラ広域資源管理の実施状況の報告の説明に関しましては、以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承ります。その後に、ウェブ参加の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承ります。

この後も水産庁や水産機構からの説明が続きますので、御質問や御意見は、その後も結構でございます。

それでは、御出席の委員の皆様、何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ウェブの方、大丈夫でしょうか。ここで御質問あれば承ります。

(質問、意見なし)

それでは次に、令和5年度サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果について、水産研究・教育機構から御説明をよろしくお願いいたします。

○船本浮魚資源部副部長 水産研究・教育機構の船本です。よろしくお願いたします。

私からは、令和5年度のサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果についてお話しさせていただきます。

資料については、資料2を御覧ください。

1 ページめくっていただいて、上のほうにサワラの①と書かれている資料を見ていただきたいのですが、本系群は、その名のとおり瀬戸内海で漁獲されるサワラを対象としております。本系群の漁獲量を示しましたのが、その左下の図2となっております。今回、令和5年度の資源評価結果においては、1987年から2022年にかけての漁獲量を用いています。図のように、1987年は6,000トンという非常に高い値だったのですが、1998年には199トンまで減少しまして、ただし、その後は増加傾向となりまして、2022年には漁獲量は2,600トンという値となっております。

では、1枚めくっていただいて、サワラの②を見ていただきたいのですが、その左側の図4、黒い線グラフとカラフルな棒グラフがあります。その棒グラフのほうが、本系群の資源量というものを表しております。資源量というのは、本系群が毎年、全体としてどれぐらいの量がいるのかというのを、トンベースで表したものとなっております。本系群の令和5年度の資源評価結果においては、これも1987年から2022年にかけての資源量を推定するという形となっております。

また、いろいろ色分けされているのですが、紺色が0歳、オレンジ色が1歳、灰色が2歳というものを表しております。そうしますと、本系群に関しては0歳、1歳、2歳、この3つの年齢で資源量のほとんどが構成されているということが分かっていただけたと思います。また、全年齢合わせた資源量を年ごとに見ていきますと、1987年が1万5,700トン。ただし、その後やはり急減しまして、1998年は700トン。そして、2022年には回復しまして8,100トンという値となっております。

一方、この右側の図5ですが、ここには本系群の加入量と親魚量というものが示されております。この親魚量というのは、その名のとおり親の量でありまして、毎年海の中に本系群の親が何トンいるのかというのを表しております。また、本系群に関しましては、0歳は全て子供、1歳になると半分は親、2歳以上は全て親ということになっておりますので、この親魚量というのは、資源量から0歳全部と、あとは1歳半分を取り除いた量ということになっております。

そうしますと、この親魚量は、やはり1987年には1万800トンという非常に高い水準にあったのですが、その後減少しまして、1998年には400トンまで減少しました。ただし、その後はやはり増加傾向となりまして、2022年の親魚量に関しましては5,400トンとなっております。

親魚量を表したのが黒い線グラフのほうですが、加入量を表したのが紺色の棒グラフとなっております。この加入量というのは、毎年新しく0歳の子供として資源に加わってくる量となっております。当たり前ですが、こうやって毎年、新しく子供が加わってくることによって、漁業をしながらも資源を持続的に利用することができるということになっております。

この加入量ですが、大きな傾向としては、やはり1980年代から1990年代にかけては減少傾向、その後2000年代以降に関しては増加傾向ということになっているのですが、図のように、数年に一度、周りの年よりも加入量が極端に飛び出るような年というものも存在しております。近年では2018年に、かなり周りよりも飛び出した年というのがあるのですが、こういったものを我々は卓越年級群という呼び方をしております。ですから、本系群に関しましては、近年では2018年に産まれた個体が、本系群の卓越年級群とみなすことができるということになります。

では、めくっていただきまして、サワラの③と書いていますが、その右側の図を見ていただきたいと思います。

この右側の図は、非常に難しい図で有名ですけれども、平均的にどのくらいの親魚量を残すように管理をしてやれば、平均的にどれくらいの漁獲量を得ることができるのかというのを表した図となっております。横軸が平均的に残してやる親魚量、縦軸が、その結果、平均的に得られる漁獲量というものを表しております。

ここで、なぜそんな平均的という言葉を使うのかということですが、管理をしているときに、その親魚量とか漁獲量をきっちり一定に保つということは、もう不可能なんですね。当然、多い年もあれば少ない年もある、そういった年変動がありますので、そういったものも踏まえて、そういったものを平均してやることによって、言い方を換えれば、ならしてやることによって、こういった量になりますよというのを示しております。

そうしますと、図のように年齢ごとに色分けはされているのですが、それら全ての年齢を足し合わせてやると、平均的に得られる漁獲量というものは山のような形、もしくはかまぼこのような形となっております。つまり、親魚量がある一定のところまで増えると、漁獲量もどんどん増えていってくれる。ただし、親魚量がある一定以上になってしまうと、漁獲量というのは逆に減ってってしまうというような形になっています。

これはなぜかといいますと、親魚量が増えていくと基本的に産み出される卵も増えていく。そうすると子供も増え、当然漁獲量も増えていくんです。ただ一方、卵というのは親魚量が増えると増えていくのですが、親魚量がある一定以上になると、卵の生き残りがどんどん悪くなっていってしまいます。それは餌不足であったり、場所不足であったり、いろいろですけれども、とにかく卵が生き残らなくなっていって、子供の数が減っていくというか、打ち止めになってしまうのですね。たとえどんどん親魚量を増やして卵をどんどん産んだとしても、この加入量というものはもうそれ以上増えない、一定のところまで頭打ちになるという形になってしまいます。

ただし、子供は増えないのに、残してやる親魚量というのはどんどん増やさないといけない。そうすると、どういうことが起こるかということ、子供は増えないのに親はどんどん残さないといけないということですから、人間の取り分である漁獲量というものは、どんどん減らしていかないと仕方がないというような状況になります。ですから、この図のように、親魚量が一定のところまでは漁獲量はどんどん上がっていってくれる。ただし、ある境、一定の親魚量を超えてしまうと、漁獲量のほうは逆にどんどん減っていってしまうというような形になっていきます。

その中で、本系群に関しましては、平均的に得られる漁獲量の最大値というものを、この緑色の矢印で示しております。これが平均的に得られる漁獲量の最大値です。そこにMSYという文字が書かれているのですが、このMSYというのは、日本語に直しますと、最大持続生産量と呼ばれるもので、言い換えますと、持続的に得られる漁獲量の最大値です。これを資源評価の世界においては、平均的に得られる漁獲量の最大値、つまりこの緑の矢印で示したものと位置付けております。ですので、本系群の場合ですと、この緑色の矢印で示したものが本系群のMSY、最大持続生産量ということになります。具体的な量としましては、下のほうの表の右から2番目にMSY5,600トンと書いていますので、これが本系群のMSYということになります。

また、ちょっとややこしい話が続きませんが、この緑色の矢印と横軸が交差するところの親魚量というのが、1万2,900トンとなっております。これはどういうことかということ、平均的に1万2,900トンの親魚量を残してやると、MSYを得ることができますよということですので、この1万2,900トンのことを、MSYを実現する親魚量、英語にしますとSB_{msy}というような呼び方をしています。つまり、こ

れだけの親魚量を残せばMSYが実現できるのであれば、この親魚量を、MSYを実現する親魚量と呼びましょうということなんですね。ですから、非常に単純に言うと、本系群に関しましては、親魚量を1万2,900トン付近に維持しておけば、漁獲量としては5,600トン付近が得られる。さらに、5,600トン付近というのは、本系群に関して持続的に得られる漁獲量の最大値ですよということになります。

また、管理を行う上で目標とする親魚量というものがあまして、それを目標管理基準値と呼ぶのですけれども、これに関してもMSYを実現する親魚量と一緒にしているといえますか、目標管理基準値イコール SB_{msy} 、MSYを実現する親魚量としています。ある意味、こんなMSYを実現する親魚量というものが存在するのですから、管理としてもこれを目標としましょうというのは普通な、自然な流れだというふうに思います。

また、下側の表に、2022年の親魚量や、2022年の漁獲量というものを示しています。そうしますと、2022年の親魚量は5,400トンですから、これを目標管理基準値である1万2,900トンまで何とか増加させることができれば、漁獲量は2022年の2,600トンからMSYである5,600トン、要は2倍以上の値に増加することができますよというのが、この図からいえる単純な説明というふうになっております。

一方、平均的にある量の親魚量を残してやる上で、具体的にどのような管理をするのかといいますと、実際には漁獲圧というものを一定に保ってやる管理というものを行います。さらにその漁獲圧とは何だと聞かれると、漁獲の強さのことなんですけれども、イメージとしては、資源量のどのぐらいの割合を漁獲するのかを表したものというふうにイメージしていただければと思います。つまり、漁獲圧が高くなると資源量のより多くの割合を漁獲することになりますし、漁獲圧が低いとなると資源量のより少ない割合を漁獲することになります。また、このように漁獲割合、割合を一定に保つわけですから、資源量が増えれば当然漁獲量は増えますし、資源量が減れば漁獲量も減るといったような形になります。

さらに、ちょっとややこしい話をさせていただきたいのですが、漁獲圧の中には、MSYを実現する漁獲圧というものが存在します。これは英語で F_{msy} と呼ばれていますが、どういった漁獲圧かといいますと、漁獲圧をこの F_{msy} で一定に保ってやると、平均親魚量は目標管理基準値に維持回復されますし、さらに平均漁獲量というものはMSYに維持回復される、というものです。非常に便利な漁獲圧ですが、例えば親魚量が非常に少ない状態にあっても、漁獲圧を F_{msy} で一定に保ちますとどんどん回復していく。ついには、目標管理基準値のところまで達する。そうすると、そこからは目標管理値付近で安定するといったような漁獲圧です。漁獲量もそうです。最初は漁獲量がすごく少なかったとしても、どんどん回復していくと。そのうちMSYのところまで回復してくれて、そこからはMSY付近で安定するというような漁獲圧です。ですから、MSYを実現する漁獲圧、英語で言うと F_{msy} というふうな呼び方をします。

ということで、非常に便利な漁獲圧ですので、漁獲圧を一定にする管理というものをを行う場合には、 F_{msy} というものが一つの大きな基準になってまいります。

では、1ページめくっていただいて、サワラの④なんですけれども、左側の図8です。これはもう、おそらく皆さん何度も見たことのある図だと思いますが、神戸プロットもしくは神戸チャートと呼ばれる図で、過去から現在に至るまでの毎年の資源状態がどうだったのかというものを示すものです。具体的には、それぞれの年の親魚量が目標管理基準値よりも多かったのか少なかったのか、またさらに、毎年それぞれの年の漁獲圧が F_{msy} よりも高かったのか低かったのかと、こういった基準で資源状態を判断するというものになっております。

その中で、神戸プロットの横軸に関しては、1を超えると、その年の親魚量は目標管理基準値よりも多かった。一方、縦軸に関しては、1以上であれば、その年の漁獲圧というものは F_{msy} よりも高かったということになります。また、黒い線でつながれた白い丸がたくさん存在していますが、これら1つ1つがそれぞれの年の資源状態というものを表しておりますし、さらにその中で、青色の丸で囲まれたのが2022年の資源状態というものを表しております。

そうしますと、図のように、本系群に関しては、過去から2022年に至るまでの全ての年において、こういった赤色の領域に含まれております。この赤色の領域はどういった領域かという、親魚量は目標管理基準値よりも少なかった、漁獲圧は F_{msy} よりも高かったというような状況です。ですから、ここで覚えておいていただきたいのは、本系群の過去の漁獲圧に関しましては、全ての年で F_{msy} を上回っていたということでありませう。

では、サワラの⑥というところまで進んでいただきたいのですが、これらの表は、本系群の将来予測の結果を表しております。というのも、先ほど言いましたように、令和5年度の資源評価においては、2022年までの資源量とか親魚量とか漁獲量を求めましたので、2023年以降のそれらについては、予測というものを行わないといけません。ですから、これらの表はその予測の結果を示しております。上側が親魚量の予測の結果、下側が漁獲量の予測の結果というものを表しております。

また、この表、ともに一番左側に、灰色の部分に1.0とか0.9とか0.8と書いてありますし、さらにその上に、英語の大文字のBに似たギリシャ文字が示されていると思います。これ、ギリシャ文字で β と呼ばれるものですがこれは何かといいますと、この将来予測を行う上で、2024年以降に関しては、漁獲圧を一定にする管理というものを行います。将来予測の中では、そういった管理を行うのですね。じゃ、その漁獲圧をどのようにするのか。一定にするのだろうかけれども、どの漁獲圧で一定にするのかというのを表したのが β で、例えば β が1.0だと、一定にする漁獲圧を F_{msy} の10割にしましょうと、そういう意味での1.0となります。一方、0.9というのは、一定に保つ漁獲圧を F_{msy} の9割の強さにしましょう、0.8だったら8割の強さにしましょうという形になっております。ですから、上から、1だと F_{msy} 、0.9だと F_{msy} の9割という形なので、ある意味、上限が F_{msy} で、それよりも弱めていくような管理をする、弱めたような漁獲圧で一定に保つ管理をするという形になっております。

それを踏まえた上で、下の漁獲量のほうの結果を見ていただきたいのですが、2022年の漁獲量というのは、すでにお話しした求めた値である2,600トンとなっております。さらに、2023年ですが、管理は2024年からしますので、2023年については今までどおりの漁獲をすると仮定しています。そうすると、やはり2023年の漁獲量は2,600トンぐらいになっています。一方、2024年以降に関しては、今言ったような漁獲圧を一定にします。さらに、その漁獲圧というのは、一番左側の1.0、0.9、0.8などで示された、この割合で F_{msy} を下げた漁獲圧にしますよということになっています。

そうしますと、これまでの本系群の漁獲圧というのは、常に F_{msy} を超えてしまっていたのに対し、今後は F_{msy} よりも下げますという管理をするため、どうしても今までよりは漁獲圧というものを下げないといけないこととなります。ですので、2024年の漁獲量というものは、ちょっと漁獲圧を下げないといけないので、2,600トンよりは低い値という形になっております。

ただし、やはり管理効果というものがすぐ表れてきますので、同じ漁獲圧を保ったとしても、2025年以降の漁獲量というのは、どんどん回復して行って、右端の2034年の漁獲量になると5,500トンということですから、ほぼMSYの5,600トンと同じような値になっています。

また、上の親魚量に関しても見ていただきたいのですが、2024年から管理を開始して、2024年の親魚

量というのは5,100トンになっていますが、やはりどんどん回復していきまして、2034年の親魚量というものは1万2,600トンや1万3,500トン程になることが予想されます。目標管理基準値が1万2,900トンなので、その目標管理基準値並み、もしくはそれ以上の親魚量になっているという結果になっております。

私からの解説は以上です。ありがとうございます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、まず会場に御出席の皆さんの御質問、御意見等あれば承ります。

(質問、意見なし)

次に、ウェブ参加の皆さんの御質問、御意見等があれば承ります。ウェブ参加の皆さん、いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

では私から1つだけ、ちょっと感覚的で申し訳ないのですが、 β を0.8ぐらいにしておけば、将来長い目で見て10年以上以降、2034年ぐらいになると理想的な形に持っていけると考えられます。これで見ると、 β が1.0でも何かいけそうな数字になっているのですが、そうすると漁師さんにとっても、 β が1.0ぐらいのほうが何か幸せな気がするのですが、いかがですか。

○船本浮魚資源部副部長 そうですね。これは平均値だけを示しているんですね。ただし、当然将来予測というのは分からないことがたくさんあるので、実は幅を示しているんですね。上だとこれぐらい、下だとこれぐらいというのをやっているのですが、例えば1.0というのは、ある意味ぎりぎりを攻めているので、何か悪いことが起こった場合に、やはり一気に資源が傾いてしまうんですね。

先ほどのMSYの図ですが、これも、ちょうど山のところにいけばいいような形に思うのですが、やはりそこにいると、ちょっと何か悪いことが起こる。要は、少し加入量が減ってしまうと、左のほうにぐっと行ってしまうんですね。そうすると、やはり漁獲量というものが一気に減っていつてしまう可能性があるかと。

ただし、もうちょっと右にいるようにしてやる。例えば $0.8F_{msy}$ だと、これを図でいう緑の矢印よりもちょっと右側にいることになるのですが、そうすると漁獲量ってさほど減らないのですよね、右側って。なので、漁獲量の損失はあまりないけれども、資源が安全な領域にいと。さらに、多少減ったところで、緑の矢印の左には行かないだろうということで、親魚量を安全なところに置きながら、漁獲量というものはさほど減らさなくていいということで、こういった0.9とか0.8とか、少し安全にしたほうがいいのではないかとというような案です。

○今井会長 どうもありがとうございました。よく理解できました。

それでは、ほかに御質問等ございませんようですので、次に令和6年度のサワラ広域資源管理の取組及び委員会指示につきまして、水産庁から御説明よろしくお願いたします。

○松本資源管理推進官 それでは、資料2-3から2-7を用いまして、今後のサワラ資源管理の検討方向と、来年度以降の取組等につきまして御説明いたします。

サワラ資源管理の検討方向を決定するに当たりましては、さわら検討会議として取りまとめ、また漁業者の皆様方からの合意を得た上で、瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告しております。

先月の2月9日に開催したさわら検討会議で、今後の目標や資源管理措置の検討方向について、関係11府県担当者様と議論いたしましたところ、資料2-3に記載しているとおりでございますが、1の資

源評価で示されている目標管理基準値の2034（令和16）年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論が、今後開催予定の資源管理方針に関する検討会等で行われ、最終的には水産政策審議会で目標等が決定され、それを目指していくこととなりますので、さわら検討会議での目標を定めず、その議論を踏まえ、必要な検討を行っていくとなりました。

そして、2の2024（令和6）年度の措置につきましても、現行の内容とすることになりました。2025（令和7）年度以降につきましても、資源管理方針に関する検討会等の議論や最新の資源評価結果を踏まえ、必要な検討を進めるということになりました。

この資料に関しましては、昨年同様の内容となっております、年度を1年更新したものになっております。

以上のことにより、令和6年度のサワラ資源管理取組案が、次のページにあります資料2-4、それを灘ごとの地図に示した図が資料2-5となっております。現行の内容を続けるということで、令和5年度と内容に変更はありません。また、従来から取り組んでいただいております、定期休漁日また船上受精卵放流等の取組につきましては、引き続きお願いしているところでございます。

そして、次のページにあります資料2-6、そして資料2-7につきましては、ただいまお話しさせていただいた資源管理措置の取組につきまして、その取組の担保措置として、来年度においても、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の発出を行うことについての内容となっております。資料2-6が瀬戸内海広域調委指示の概略で、資料2-7が取組の担保措置を講じる広調委指示本体の案となっております。

主な内容につきましては、資料2-7、指示本体案の4ページ目に記載しておりますが、サワラを目的とした流し網漁業の網目の制限と、海域ごとの操業の制限について、本年度と同じ内容で記載しております。

また、播磨灘のはなつぎ網漁業とさわら船びき網漁業の休漁につきましては、本年同様、火曜日、土曜日、その他委員会会長が定めた日としておりまして、これまでと同様に別途委員会会長が休漁日を定めまして、関係者に対して文書による通知を行うこととしております。

令和6年度のサワラ広域資源管理の取組案とサワラ広域資源管理に係る委員会指示案についての説明は以上となります。後ほど御審議をお願いしたいと思います。

続きまして、瀬戸内海と隣接する紀伊水道外域と宇和海の公的担保措置についてでございます。

紀伊水道外域と宇和海における取組の公的担保措置につきましては、本委員会において、令和6年度サワラ広域資源管理の取組が了承された場合には、それぞれの海域で瀬戸内海に準じた規制措置が実施されるよう、昨年に引き続き、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会及び愛媛海区漁業調整委員会に対して、サワラ広域資源管理の取組に係る協力依頼をしたいと考えているところでございます。

御説明は、一旦以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

来年度のサワラの資源管理措置については、引き続き本年度と同様の資源管理措置を実施していくこととし、公的担保として、資源管理措置と同一内容の本委員会指示を発出したいとこのことでございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問を承りたいと思います。御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

（異議なし）

それでは、ウェブ参加の皆様、よろしく申し上げます。

（異議なし）

それでは、特段の御異議、御質問等ございませんようですので、来年度の瀬戸内海のサワラに関する資源管理の取組に関して説明を受け、了承した上で、本委員会として、原案のとおり瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 46 号を本日付けで発出することといたします。今後の事務手続上、軽微な修正などがありました場合には、会長である私に御一任いただきたいと思います。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に係る事務手続や官報への掲載をよろしくお願いいたします。

それでは最後に、令和 6 年度以降のさわら検討会議の開催要領などにつきまして、水産庁から説明をお願いいたします。

○松本資源管理推進官 それでは、令和 6 年度以降のさわら検討会議の開催要領、資料 2－8 及び、それに関連するさわら漁獲月報、資料 2－9 につきまして御報告いたします。

さわら検討会議の開催要領につきましては、府県、行政、研究担当者によるさわら検討会議、サワラ関係漁業者によるサワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会で内容を説明し、了承をいただいたものとなっております。

サワラ瀬戸内海系群の資源の適切かつ効率的な管理を行うためには、科学的根拠に基づき、これまで行ってきた広域資源管理措置を推進していくことが重要であることから、引き続き、これらを一体的にさわら検討会議で協議・検討することとなりました。

なお、さわら検討会議におきましては、サワラに対する T A C 管理の導入に関する協議は行わないこととしております。また、協議・検討の内容、会議の構成員、参加機関・団体・協議会等、アドバイザー、オブザーバー、事務局につきましては、資料 2－8 のとおりとなっているところでございます。

資源管理措置の協議・検討につきましては、さわら検討会議では、科学的根拠に基づきサワラの資源管理措置に関する事項の協議・検討を行います。また、資源管理措置の適正な実施を確保するために、その協議・検討結果等につきまして、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会、瀬戸内海の海面利用関係団体・機関・協議会及びその他の関係機関等に対して報告するとともに、必要に応じて協調した取組を行う等の協力を要請いたします。

瀬戸内海広域漁業調整委員会との連携につきましては、さわら検討会議における協議・検討状況及び瀬戸内海広域漁業調整委員会等における審議状況等については、必要に応じて、適宜、相互に情報提供する等の連絡を取りつつ、サワラ資源の適切な管理を推進いたします。それにつきましては、次のページにあります、さわら検討会議のこの図を見ていただくと分かりやすいかと思えます。

続きましては、資料 2－9 で、さわら漁獲月報についてとなります。

サワラの漁獲報告は、平成 14 年、2002 年度の資源回復計画導入以降、22 年という長期にわたり漁獲データが集計され、これらのデータの一部は資源評価にも活用される非常に重要なものとなっているところでございます。

資源管理方針・協定制度の下におきましても、広域回遊資源につきまして都道府県下の整合性を保ちつつ管理を行っていく必要があり、サワラ資源につきましては、これまでに構築された協力体制に鑑み、令和 6 年度以降も関係 11 府県が協調した検討体制を維持していくことが、令和 5 年度第 1 回さわら検討会議において了承されたところでございます。

このため、サワラ資源の適切な管理を行っていくためには、引き続き基礎的なデータ収集は重要であり、今後とも本報告の継続について、関係各府県に協力を依頼しているところでございます。

以上がサワラに関する説明となります。よろしく申し上げます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承りたいと思います。次に、ウェブ参加の委員の皆さんの御質問、御意見等を承りたいと思います。よろしくお願ひします。

(質問、意見なし)

よろしいでしょうか。ウェブの方々、いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、特段ございませんようですので、令和6年度以降のさわら検討会議の開催要領等について、サワラ関係府県の行政間会合であるさわら検討会議の開催要領などに関して、本委員会としても説明を受け、承ったということにしたいと存じます。

それではここで、次の議題に入る前に一度休憩を取りたいと思います。それでは15時40分まで休憩いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(15時26分)

(休憩)

(15時40分)

○今井会長 それでは、時間になりましたので、トラフグの話に入っていきたいと思います。

次は、議題(3)の「トラフグの広域資源管理について」でございます。

まず、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価につきまして、水産研究・教育機構から説明をお願いいたします。

○平井底魚第4グループ主任研究員 水産資源研究所の平井と申します。よろしくお願ひします。

資料3-1を使って説明させていただきます。最初の資料3枚分が、先ほどサワラでもありました簡易版での資料になるのですが、今年度、こちらの委員会で説明させていただくのが初めてですし、サワラとトラフグでは選択しているルールも違います。トラフグのほうでは、めくっていただいたところに、大きなトラフグの写真が掲載されている資料がございます。先日、日本海・九州西広域漁業調整委員会の九州西部会でも、こちらの資料を用いて説明させていただきましたので、同じ資料で説明させていただこうと思います。それではよろしくお願ひします。

次のページに、今日紹介する資料ということで、資源評価の概要と、将来予測の概要と結果の読み方と書いております。最初の概要のところ、例年お伝えしております漁獲量ですとか資源量の結果について紹介いたします。その後、今後どういう見通しかということでは将来予測について、ここはちょっと詳しく説明させていただきます。

次、1枚めくっていただきまして③のところですが、漁獲量です。直近の2022年漁期の漁獲量ですが、134トンという結果になっております。過去最少という値になっております。

続きまして、④のところですが、こちらは瀬戸内海ではないですが、トラフグ系群の主漁場に当たります九州山口北西海域でのトラフグはえ縄漁業の資源量指標値です。C P U Eの動向を表しております。現在、尾数単位、それから隻・日単位というものを船別に集計しております、⑤のところ、一番右下の図になりますが、こちらの結果を重要視して使っております。実際、瀬戸内海でもそうですが、近年はやはり廃業される方も多いので、船ごとの重み付けを重視して計算をしております。

集計しますと、これまで比較的横ばいであったところ、直近の 2022 年漁期につきましては、赤の矢印のところですが、1 日当たり 20 尾の漁獲を切りまして、2009 年漁期以降では最少という値になっております。

こういった漁獲量ですとか資源量指標値のデータも活用しまして算定しましたのが、次の⑤の資源量の推定結果です。資源量ですが、直近の 2022 年漁期、赤字で書いておりますが、こちらも 678 トンということで過去最少の値になっております。

ちなみに、2021 年漁期ですけれども、1 歳魚の漁獲状況がまだ比較的よかったということで、2021 年漁期の資源量につきましては、昨年この委員会でも報告させていただいた前年の 721 トンから約 60 トン程度上方修正になりまして、788 トンという結果になっております。

この資源量の推定結果から、漁獲の圧力、どのぐらいの推移で変わってきたのかをお示ししているのが、次の⑥の年齢別の F の推移というところになります。

0 歳と 1 歳魚、これにつきましては 2014 年漁期以降、トラフグは資源管理の在り方検討会の中でいろいろ検討いただいていたところですが、その中で若齢魚保護、当歳魚の全長規制、それについては自粛をいろいろなところでしていただいていたかと思えます。それも効果として表れているかと思うのですが、0 歳については F が非常に下がっているという結果が、近年得られております。1 歳魚のほう、こちらも F が下がっております。0 歳での取り残しが多くなっている分、やはり 1 歳でも F はあまりかからないという傾向です。

対しまして、2 歳以上になりますと、現在の具体的なサイズの自粛というものが、あまりほとんど行われていないという状況です。それによりまして、2 歳魚の F というのは、むしろ上昇しているという状況です。3 歳以上につきましても、経年的には少しずつ下がってはきているのですが、全体的に見ると平均よりは高いというのが続いております。

⑦のところは、これは漁獲海域の情報ということでお示ししておりますので、これについては割愛させていただきます。

続きまして、⑧のところです。先ほどお示しました資源量というのは全年齢を対象にしているのですが、そのうちトラフグでは、3 歳以上からメスが産卵すると調査の結果から得られておりますので、3 歳以上を親と定義をしております。その分だけの量を抜き出したのが、この親魚量の推移になります。御覧いただきますと、直近の 509 トンと書いておりますが、2018 年漁期が親の量が最大だったということになります。そこから 2022 年漁期にかけて、やや減少している結果が現在得られておりまして、2022 年漁期は 427 トンという結果になりました。

1 枚めくっていただきまして、⑨ですけれども、ここまでお話ししてきたのは、天然由来のトラフグ、それから放流由来のトラフグ、これら両方が混じった状態のもので、本系群、ほかの系群もそうですけれども、非常に多くの人工種苗の放流がされている栽培対象種ですので、天然と放流の内訳をこの中でお示ししております。

まず、左上の混入率ですけれども、今年、2022 年漁期につきましては 55.3%と、初めて放流魚のほう天然魚を上回ってしまったという結果になります。これは当歳魚についての結果になります。その横、右側に 0 歳資源尾数の内訳とありますが、左の軸が天然の資源尾数、右の軸が放流の資源尾数ですので、少しスケールが違いますが、天然のほうは、どんどん加入が減って、資源尾数は減っているのに対して、点線のほうで示している放流の資源尾数、こちらのほうは 2015 年漁期以降は平均 5.2 万尾ということで、非常に安定した下支えになっているという結果が得られております。左下のほうですが、そ

れを踏まえての添加効率です。これも大体 0.03 程度のところで、非常に現在安定しているということになります。

続きまして、⑩なんですけれども、今の天然魚と放流魚を仕分けした後のデータを使いまして、海の中にいる親がどれぐらい天然の当歳魚を産み出したのかというのを表しているのが、その点線のところでお示ししている再生産成功率です。これは、全体の総親魚量に対して産まれた天然の子供の割合をお示ししております。御覧いただきまして、昨年度も報告したのと同じで、再生産成功率、RPSは下がり続けているという結果になります。

近年、親魚量のこの結果だけをお示してきたところですが、親の尾数として計算したらどうなるのかというのをお示したのが、右側の図になります。これは、今年度の資源評価から初めて掲載しております。点線の部分が尾数で見た親の数で、2018年漁期以降、実は親の数は減り始めているという結果が得られました。どの年齢のものが減り始めているのかということで、3歳と4歳以上に分けております。それが左下の図です。破線のところが3歳で、ドット線のところが4歳以上ですけれども、3歳につきましてはもう2017年漁期以降、4歳以上についても2019年漁期以降、やや減少が始まっていると。

何でそうなのに親魚量はこれだけ多いのかということですが、4歳以上の平均年齢ですが、これにつきましては増加しております。つまり、高齢のトラフグばかりになって、新しい4歳の加入はあまり増えていない。高齢魚ばかりになっていると。高齢魚ばかりになると、より大型魚だけが残っているということになりますので、重量という点では、親魚量というのはまだ結構あるのですけれども、尾数単位で考えて、要は繁殖する機会として考えると、尾数が減っているの、あまり再生産には貢献していない原因の1つではないかと考えております。

ここまでのところ、概要を次の⑪と⑫でまとめております。漁獲量、資源量はともに過去最少となっております。それから、放流の資源尾数については安定していると。ですが、天然の資源尾数、0歳の天然の加入は大きく減少しております。親魚量につきましては、やや減少しておりますが、さらに内訳として尾数で見えていきますと、明らかに減っているという結果が得られました。それから、4歳以上の平均年齢につきましては増加しているということになります。今日は資料としてグラフ等はお示しておりませんが、産卵場のCPUE、これ実は下がっております。ですので、親の数がまだいても、産卵場にまでたどり着くような親が減っているというような結果は得られております。

ここまで、現在の資源状態についての概要をお話ししましたが、続きまして、現在のMSYベースの資源評価の中での目標管理基準値案に対しての今後の将来予測を御説明いたします。

次、⑬ですけれども、目標管理基準値案につきましては、昨年度の本委員会でも御説明しましたとおり、令和4年度の研究機関会議資料に基づきまして、目標管理基準値案は親魚量577トンと、それから限界管理基準値案が親魚量329トンです。これは過去最低親魚量に相当します。目標管理基準値案達成時のMSYは191トンと、こういう提案を行っております。今年度の将来予測は、これらの数字に対しての将来予測を行っております。

昨年度の天然加入の仮定につきましては、ブロックバックワードリサンプリングという、最近の加入状況を踏まえて、それを参照して、今後もその低い加入が続く可能性がある。高加入が産まれてくると、高加入を反映した予測をすると、そういった手法で行っております。それと、先ほどから申しておりますが、放流を行っておりますので、それに加えて放流の上積みがあった場合の今後の予測ということも行っております。

次の⑭のところ、ブロックバックワードリサンプリングの方法を書いておりますが、左側の図のと

ころに、赤い点線の丸と赤い矢印が書いているかと思えます。昨年度の評価が上の段で、今年度の評価が下の段ですが、赤い点線のところに高加入の年がありました。2015年です。この年の加入ですけれども、今現在から比べると7年前のデータになりました。そうしますと、直近の1～3年前、それから4～6年前の加入状況というのは、赤の枠と緑の枠のところになりますが、あまりよくなかったんですね。ですので、今後起こり得る加入としては、赤の枠と緑の枠が今年度の評価では反映されますので、右側の加入尾数の推定というグラフになりますけれども、その中で、赤い点線の中に白い丸と黒のひし形の線で書いておりますけれども、昨年度、ひし形のほうの令和4年度の評価の結果のときに比べますと、今後の加入の予測は、白い丸のほうの令和5年度の評価のように、加入が低くなる見込みと結果を表しております。つまり、左の図で言いますと、その赤枠・緑枠のように、最近の悪い加入が続いてしまうと今後もそれは続くだろうと、そういう手法での検討を行っています。

次、⑮ですけれども、この結果、様々な方から御指摘を受けることが多いのですが、最近の加入状況、これから1～3年、4～6年ぐらいの加入状況というものは、その近い年の加入を基に計算しますので、低く見積もることは可能です。なので、低いのであれば低いなりに、高いのであれば高いなりの予測をすることはできるのですが、どんどん先の予測になっていくと、今度は逆に、昔のよかった頃のほうに戻っていくだろうと、そういう予測になりますので、右に行けば行くほど高い数字の予測をせざるを得なくなります。そうしますと、これがまだ10年ぐらい先だったらいいですが、30年ぐらい先までになってくると、かなりの量が加入するというような予測になってしまいますので、あまり長期の予測は現在この系群ではしないほうがよいと、そういう判断をしております。10年以内ぐらいのデータをまずは使っていこうという提案をしております。

それから、「過去に想定できていない資源状態は避ける。」と書いておりますが、これは先ほどのサワラのほうでは、親の量と子供の産まれた量の比率、そこから今後の予測をされていたのですが、トラフグのほうでは、親はたくさんいるけれども子供は全然増えないという状況がありますので、そういった計算式の上での予測というのができませんでした。

ですので、昨年この委員会でも紹介しましたように、1Bルールというほうですが、これまで起きた加入を参照すると、加入ベースの将来予測をするというやり方を取っております。そうしますと、過去最低親魚量、これまで一番少なかった親の量の時よりも親の量がもっと減ってしまうと、加入がよくなるのか低くなるのかよく分からないというのが、この系群の現状での特徴です。従いまして、今後この予測をしたときに、親の量が過去最低親魚量よりも下回ってしまうというときには、正しい加入の予測はできていないだろうと、不正確になっていくだろうということで、そういうことが起こり得るケースでは、一番左下の表にもお示ししていますように、赤字で表すようにしております。簡易版では魚種間統一をする都合上、赤字で示すということはしていませんが、詳細版、資源評価の報告書本体のほうでは、このように分けて書くというふうには、より危なっかしいところは分かりやすくするというふうにはしております。言い換えると、赤字のところというのは、今後何が起こり得るか分からないので、そのような資源状態での管理というのは避けましょうというような提案になります。

それから、今後の漁獲管理規則につきましては、次の⑯ですが、これはほかの魚種系群と同じ管理規則で作業をしております。先ほどサワラのほうでは、親と子の関係が使えるということで、 β が0.8を基準にされていたのですが、トラフグでは親のほうの β は使えないということで、より厳しく安全に見込んで操業しましょうということで、 $\beta=0.7$ を基準にしております。ですが、今年、この後お示しする結果では、より安定した管理は $\beta=0.5$ 以下でないと無理だろうという判断をしております。

あともう一点ですが、条件のところでも大事なことですけれども、⑰のところ、放流を考慮した場合は、どのように放流を考慮しているかということです。放流の仮定については、下のオレンジの枠で囲ってありますように2パターン設けてあります。昨年度の令和4年度の研究機関会議主導での提案です。2016～2020年漁期の放流数と添加効率です。放流加入が5.6万尾と仮定を置いてあります。今年の評価では、これ最近の5年というのは1年ずれるんですよ。ですので、2017～2021年で見ますと、平均、放流の加入が3,000尾減って5.3万尾となっております。

いろいろなところで伺っていると、例えば漁獲が減ると、放流に使える補助金等がやはり減るので、そうすると放流できる数が減ってしまうような地区も現在ございます。そういった点を踏まえ、今後、放流数が当初の案から変わっていく可能性もあるということで、今年の場合はまだ1年しかずれていませんので、3,000尾しかずれておりませんが、将来、今後当初案からどれぐらいずれたかを皆さんにも分かりやすく見ていただくために、この2パターンの表記を設けてあります。これに天然のみの場合、放流ありの場合ということで、合計4パターンについての検討を行っております。

それでは、前置きが長くなりましたが、将来予測の結果、次の⑱になります。

今、天然と放流の場合と言いましたけれども、やはり今現在は放流をされておりますので、放流がある結果を見ていただいたほうがいいだろうということで、ここでは放流を考慮した場合の結果をお示ししております。上の段が当初案の放流数です。2016～2020年の放流を用いた場合。下の段が、最近の5年間の放流数を考慮した場合です。

ここに示している結果の中で、オレンジの枠と紫の枠と、それぞれお示ししているのですが、左側の緑のほうが、これ漁獲量の見込みです。平均的な見込みです。右側の青いほうが、これ親魚量の見込みです。上の段のオレンジの枠のところ、一番右側の2034年のところを見ていただきますと、 β が0.7のときに591トン、それから0.6のときも655トンということで、親魚量の目標である577トンは上回るという見込みになっています。ですが、2025年のところを見ていただきますと、親魚量は β が0.7のとき、 $\beta=0.6$ のときは、313トン、321トンとなりますので、過去最低親魚量が329トンですので、それを下回るという予測になります。少数、ちょっと下回っている程度ですが、要は不安定な加入が起きる可能性があるということで、そうしますと、ここで想定している量よりも加入が少ないようなことが起きると、ここから大体3年すると親になりますので、2028年の親魚量は、最初に予測したとおりの親魚量にならない可能性があるわけです。なので、この場合、オレンジの場合では、リスクはあるが、10年後までに計算上は目標を達成する β ということで、ここに関してはリスクがあると判断をしています。

対しまして、その下、紫の枠のところですが、これは10年間1回も過去最低親魚量を下回らないだろうという予測になっております。その分、漁獲を抑制しないといけないということになります。こちらのほうが、リスクなく10年後までに目標を達成するだろうということで、このように2段階の表記をしております。1年放流の数がずれただけで、リスクなく目標を達成できるのが、いずれも β が0.5の場合ということで、この点については、現状は大きな違いは見られておりません。

これを、天然の加入だけの場合と放流した場合ということで表しているのが、次の⑲になります。

天然だけの場合、放流しなかった場合は、 β を0.4まで下げないと安全に目標達成は難しいだろうという結果になりました。対しまして、放流しますと $\beta=0.4$ から $\beta=0.5$ までは、ちょっと緩和できるという予測になっております。

昨年度の結果では、⑳のところにお示ししておりますが、放流すれば $\beta=0.8$ まで上げて大丈夫そ

うですということ、この委員会でも報告させていただきました。これにつきましては、先ほど加入の予測が現在よりもより高い値を選択していたので、そのような予測がありました。今年度になりまして、さらに加入の状況はよくないというのが続きましたので、今年の結果では、より厳しい漁獲圧の抑制をしないとイケないと、そういう結果になっております。

それから、②のほうですが、本系群は関係県の皆さんから、変動緩和についての検討も依頼をされております。今年度もそれを受けまして計算を行いました。現在その検討対象になっている β ですとか上限下限のその幅、その範囲では、この右側の青いところに赤い字がいっぱいあるように、過去最低親魚量を下回るような期間がすごく出てくるということが分かりましたので、今年度の評価の中では、これはお勧めしないという判断をしております。

細々となりましたが、最後にまとめ、②のところに移らせていただきます。

管理基準値案としましては、昨年度の提案のとおり、同じものを用いております。近年の管理状況が、今後の加入の予測でも反映されているというところです。低い加入が続いておりますので、現状の放流を考慮した場合は β を0.5、これは現状の漁獲圧の0.45まで下げるということになります。それから天然加入のみの場合ですと、現状の漁獲圧の0.36、6割以上下げないと目標達成は困難という結果になっております。

以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承りたいと思います。

○田沼委員 今、北海道のほうでもフグが獲れるようになっているので、瀬戸内海で獲れるフグというのがこのような数字で表されるのは、今の話を聞いていたら、こういった数字で良い気もしますが、正直、漁業者の立場からするとあまり信用できないようにも感じてしまいます。

○平井底魚第4グループ主任研究員 資源研の平井です。

そうですね。瀬戸内海のほうは、この系群全体で見た場合に比べると、さらに、特に状況としては悪化しているとお考えされたとおりではあるかなと思います。

現在この本系群は、瀬戸内海で産まれた稚魚由来のものが福岡ですとか山口県から、あと長崎、佐賀と、それから九州山口北西海域と言いますが、あの海域を主に索餌場として出てきます。同じ場所に、主に有明海、八代海由来の産卵群が、同じようなエリアに出てきます。そういったところに両系・両方の海域由来のものが混じり合いますし、あと日本海の北のほうでも、能登半島ですとか、秋田県の男鹿半島の周辺にも産卵場がありまして、そういったものとも緩やかではありますが、お互い行き来し合っている部分はあるんですね。

それを踏まえまして、全部つながりがあるということで、日本海・東シナ海・瀬戸内海系群と呼んでいるのですけれども、その点で言いますと、その中でもやはり瀬戸内海は、特に現状、産卵親魚が帰ってこない、そうすると帰ってこなかった分、稚魚もあまり湧いていないだろうと、そういう結果にはもちろんなっております。

これだけだったら、瀬戸内海は確かに回復するのかという疑問を持たれるかと思うのですけれども、では瀬戸内海だけもっと漁獲圧を下げたら回復するのかというと、必ずしもそれは言えないんですね。

つまり、そもそも産卵場の中で、春の産卵期のときにC P U Eが下がっているということは、そもそも産卵場に来ていないのだから、産卵場だけで何か解決できる状況ではないと。つまり、そのもっと

手前のところ、ほかの海域のところも漁獲抑制に協力していただかないと、産卵場の中でのCPUEはまず上がらないと。CPUEが上がったから獲っていいというものでもないと思うのですけれども、少なくとも獲りやすくはないと、産卵場の中で産む個体も増えないというのが現状ではあると思います。

ですので、この問題については、確かに瀬戸内海だけを見ると、もっと厳しくしないと何とかならないのではないのかと思われるかもしれないのですけれども、全体的なところで見ると、まだ加入が比較的残っている地区もありますので、まずは系群全体としては、今申し上げたぐらいの数字で取り組んでいただくのが良いだろうと。そのため、産卵場ではない外海の方々にも協力いただく必要があるだろうと考えております。

○田沼委員 分かりました。昔は仮屋の近くの方で、結構獲れていたのですが、今はもう、さっぱり状態になっているから、どうかなという疑問があったものだから。

○平井底魚第4グループ主任研究員 兵庫県さんですね。主に獲れる漁期というのは、恐らくこれぐらいの時期までが多いのかなと思うんですね。実際、産卵されるお隣の香川県ですとか、岡山県ですとか、そういったところに行って産卵をしているケースが多いので、そちらではやはり4月、5月になってからになると思うんです。そうすると、3月はまだ産まないんですけれども、どちらかというと産む前の時期というのは、もう少し水温が安定しているところにいるので、やや深場のある、やはり播磨灘ですとか淡路島の南側辺り、そういったところを瀬戸内海では利用していると。それは、私が標識放流とかしていても、採捕される時期とかで見ても、やはりそうになっています。

○田沼委員 ありがとうございます。

○今井会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

私も実は、似たようなことを今思っています、今北海道が、日本で一番水揚げが高くなっているということは、これまで全然獲れていなかったところに、それだけ分布の拡大があることを示しているので、そうすると資源量があまり変わらなければ、南のほうからどんどん北のほうに分布の中心が移っていったように考えられます。そうすると、今回のこの統計って、山口県の辺りの漁でもって数字を出していますよね。

ですから、産卵、新規加入群について、西日本のほうは、ほぼもうどれだけ親魚がいても関係ないというような形になっているのですけれども、一方で、東北や北海道の方に、秋田県の辺りに産卵場があり、もしかして北海道のほうにも、もう既に産卵場ができていて、そちらのほうですごく新規加入が行われていて、日本海側の個体群、系群全体を見ると、あまりさびれていないというか、トラフグ資源は意外と元気とか、そういった可能性はないのでしょうか。

○平井底魚第4グループ主任研究員 確かに、今後北海道まで行くという可能性も、もちろんあるとは思いますが、現在、私が集めている個々の統計的なものを見ますと、北海道内で水揚げが全くないわけではないのですけれども、いずれの港でも、100キログラム台から多くて200、300キログラムぐらいです。言い換えると、トラフグの場合、大体平均的な体重でいうと2から3キログラムぐらい、小さいものから大きいものでなりますので、そうすると1年間にその港で100本揚がるぐらい。月単位で見ると10本程度というぐらいの見込みなんですね。

それから比べますと、実は来年度から東北の太平洋側と関東の海域につきましては、資源評価事業に参画を始めていただくのですけれども、そういった海域では、例えば今、福島県とかですと大体30トン近い値です。それから、お隣の宮城県の方でも、今年はちょっと少なくなったという話なのですけれ

ども、20トン程度の水揚げがあります。

私結構、北海道旅行好きで、空港に着いたら、まず北海道と本州を重ね合わせたような地図があるんですね。それを見ますと、北海道って実は中部地方よりも大きいんですね。トラフグの場合は、その点でいうと、北海道で1つの港で100キロ程度しかまだ揚がっていないということは、言ってみたら、複数県を合わせて1トンから2トン程度ぐらいなので、まだ現状では、北海道まではそんなに影響ないかなと思っています。

実は、北海道で最近すごくフグが獲れたというニュースが上がるんですけども、あれはほとんどマフグなんですよ。

○今井会長　トラフグではないってことですね。

○平井底魚第4グループ主任研究員　はい。ニュースとしては、あれはマフグのケースです。ただ、マフグの場合も、今まで日本海側が主漁場だったのがオホーツク海側で急に獲れるようになったので、何でだろうとは思われていますので、そういった点も私たちも今後参考にしながら検討する必要はあるかなと思っています。

○今井会長　綿密な調査も多分必要だと思いますので、よろしくお願いします。

ウェブ参加の方、何かございませんでしょうか。

鹿児島大学の久賀先生、お願いいたします。

○久賀委員　久賀です。せっかくなので1つ教えていただきたいのですが、産卵場あるいは分布域が、中国、韓国にもあるようなのですけれども、これら海域の漁業とか資源の状況が、本系群の資源状況に影響するということもあるのでしょうか、教えてください。

○平井底魚第4グループ主任研究員　資源研の平井です。御質問ありがとうございます。

中国、韓国にも産卵場があるという記録はあり、毎年、国内で一番トラフグを取り扱いされる下関の南風泊市場から、そういったデータもいただいているのですが、現状、日本向けの輸出はほぼございません。

中国につきましては、フグにはやはり毒がありますので、処理がなかなか追いつかないと、うまくいかないということで、現状伺っている話では、中国ではフグ食は禁止にされているということです。シロサバフグですとか、あまり毒が多くない魚種については身を剥いて輸出されていると思うのですが、トラフグのように、例えば白子は食べるけれども、卵巣には毒があるので、そういったことをちゃんと処理ができないような環境のところからは、出荷はされていないと思います。

一番日本にとって影響がありそうなのは韓国ですけれども、現状の資源評価の中では、韓国とのEEZの境界域、これ全部漁場になっております。言い換えますと、漁場になっていますので、日本船が漁獲したもの、これをベースにした資源評価を行っておりますので、由来が日本の産卵場であったとしても、韓国の産卵場であったとしても、それが日本の漁船が獲ったものであれば、資源評価の結果としては反映されていることになります。日本の加入のときのデータが、当歳魚の時点であまり獲れなかった、よく獲れた、獲れなかったという漁獲尾数としての結果は、国内のデータだけを使っているのですが、これがコホート解析の中では、2歳、3歳、4歳以上となってくると、その中に韓国由来の漁獲物があった場合には、過去を遡って1歳、0歳の資源尾数には計算に修正がかかります。そのときに、3歳時点で例えば韓国から巨大な加入があったという結果が得られると、0歳のときの結果って大きく過去の評価が変わるはずなんですよ。ですが、現状これまで加入が良いと認識している年がずれるということは、そういう点ではありませんので、大きな加入は見込めないのかなと思っています。

あともう1点、環境の面で言いますと、実は韓国の沿岸域の水温というのは、今回少しお話ししました、秋田県の周辺と同じぐらいの水温帯になります。秋田県の場合、西日本に比べると産卵期が1か月程度遅くて、成長も少し遅いと、そういう結果がこれまで得られています。もう少し遺伝的な関係とかも調べていくと、将来的には、もしかしたら今のこの系群から分かれる可能性もあるのかなと、そういう認識も持ちながら、現状この系群の中で計算をしているのですけれども、そういう点を踏まえると、韓国由来のものがもしあった場合は、日本由来の瀬戸内海ですとか有明海ですとか、韓国から見てまだまだ暖かい海域由来のもの比べると、違った全長組成ですとかサイズのものが漁場に入ってくる可能性はあると思います。ですので、そういった点を今後見られるようでしたら、やはり近隣国の状況というの、もうちょっと注目しないといけないのかなというところです。

○久賀委員 分かりました。ありがとうございます。

○今井会長 ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、どうもありがとうございました。次に移りたいと思います。

それでは次に、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理につきまして、水産庁から説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 水産庁資源管理推進室の番浦でございます。

では、資料3-2を用いて説明をさせていただきます。また、本資料については、2月22日に開催されました、日本海・九州西広調委で説明をした資料と同じものがございます。

この資料の位置付けについてですけれども、これは昨年11月14日に開催された、第10回トラフグ資源管理検討会議でも使用したものでございまして、これに関して、瀬戸内海も含めて、関係の府県の皆様に御説明をしたものでございます。具体的な内容としては、令和5年7月に開催されましたトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理手法検討部会で整理された意見・論点に関して、水産庁として答えるものでございます。ただ、この資源管理手法検討部会での御意見に関しましては、正式にはステークホルダー会合で水産庁として答えるということになっておりますので、本紙上の内容は、現時点では案ということになります。

実際にこの資料の中で、水産庁がどういった回答をしているかということに関しては、回答の項目が非常に多くございますので、ポイントだけ御説明をさせていただきますと、資源評価と資源管理と、いろいろな項目に分かれておりますが、資源評価の項目に関しては、12ページ目を御覧いただけますでしょうか。

今、水産機構からの御説明の中でもあったとおり、12ページ目、海洋環境の変化に伴う漁場形成の変化を考慮すべきということと、従来の分布域外の地域での漁獲の急増について、漁獲状況を把握し、系群構造の変化などの解明が必要という御意見があって、今し方、御説明がありました。例えば、産卵場でのCPU Eの変化に関しての調査とか、あるいはこれまで捕れていないところで捕れていることの実績に関して、例えば福島などでも漁獲があると、今も御説明があったところですが、そういったものに関して同じ系群のものなのかというところは調査すべきである御意見もありまして、それに関して水産機構から、継続的なモニタリングとか、あるいは他の産卵場での調査などもやっていくという議論が行われたところでございます。

また、この資料中で資源管理の部分となるのですが、15ページ目、一番下の項目の中で、厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合に、周辺産業を含め、経営を継続できるような支援制度を整備すべきとい

うような御指摘もあって、今、水産機構の御説明の中であったように、今後TACを導入した場合においては、そういった厳しい漁獲規制などが予測されるということから、TACを入れるのであれば、そういう支援措置が必要ではないかという御意見があったものでございます。これに関して水産庁としては、回答としては、どのような漁獲シナリオ、どのような漁獲制御を行っていくかということを経後漁業者の皆様と検討した上で、その過程の中でどのような支援が必要なのかということと一緒に検討していくという位置付けであると。また、水産庁から支援策を提示するというよりも、またともに業界、トラフグを獲る、利用する産業の方でも、どのような業界の構造といいますか、業界としてのトラフグ資源のこのような状況に関して取り組んでいくのかというところの議論を踏まえつつ、支援策も検討すべきであるというような回答を差し上げたところでございます。

今申し上げた事項に関して、会議の最後の取りまとめのところでもお伝えしたところでございます。

今後のトラフグ資源に係るTACの導入のプロセスについてですけれども、次のプロセスとしては、ステークホルダー会合を開催するということとなります。ただ、現在もそのトラフグ資源に関してどのような対応が可能なのかというところは、内部でも検討しているところでございまして、今のところステークホルダー会合の時期は未定でございます。今後、開催する場合には、前広に関係業者の方にもお伝えして開きたいと考えております。

水産庁からの報告は以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見などありましたら承りたいと思います。その後、ウェブ参加の皆様御質問、御意見等を承ります。

ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、ウェブ参加の方いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようでございますので、次に移らせていただきたいと思います。

○今井会長 それでは、議題(4)の「その他」に入りたいと思います。

まずは、①TAC魚種拡大に向けた検討状況について、水産庁から説明をよろしくお願ひいたします。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長の永田でございます。では、説明をさせていただきます。資料は4-1を御覧ください。

この資料は、昨年12月に同様のものを委員の皆様へ送付させていただき報告としました資料に含まれていたものと、ほぼ同じ内容のものでございまして、1ページ目のみ、2月末現在のものに更新したものととなっております。1ページ目の表は、新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいて、新たなTAC管理対象候補とされている水産資源ごとの、現段階での検討の進捗状況をお示ししたものととなっております。

TAC魚種拡大に向けた検討は、皆さん御存じかと思いますが、水産機構の資源評価結果の公表がなされた後に、まず水産政策審議会資源管理分科会の下に設置されました資源管理手法検討部会を開催しまして、論点や意見の整理をした上で、資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合を開催し、MSYベースの資源管理目標やそれを達成するための漁獲シナリオ等の議論を行うとともに、新たにTAC管理を行うに当たっての課題の解決について議論するということとなっております。

前回、この進捗状況について瀬戸内海広域漁業調整委員会で御報告したのが、令和4年12月の第45回のときでございますので、それ以降ということになりますと、資源管理手法検討部会は第9回から第17回までの9回の会議を開催いたしまして、18の資源について論点及び意見を整理いたしました。この内容は、既に議事録と資料を、水産庁のウェブサイトで公表しておりますし、その取りまとめた結果も、今回資料の2ページ目以降につけておりますけれども、同じものが水産庁のウェブサイトで公表されております。詳しくは、後ほど御覧いただければと思います。

また、10の資源につきましては、延べ14回ステークホルダー会合を開催いたしまして、その結果、本日の会議の冒頭で私の御挨拶で申し上げたとおり、カタクチイワシと、ウルメイワシの対馬暖流系群につきましては、本年1月からTAC管理、ステップアップ管理のステップ1が開始されたところであり、マダラ本州太平洋北部系群及びマダラ本州日本海北部系群については、本年7月からのTAC管理開始が予定されているというところとなっております。

さらに、最新の情報としましては、資料1の中では、マダイ日本海西部・東シナ海系群について、第2回ステークホルダー会合を令和6年3月5日に開催と書いております。これ、昨日のことでございますが、第2回ステークホルダー会合を福岡で開催いたしまして、今後の進め方については、いくつか御意見、懸念というものが示されたところではありますが、令和7年1月からステップ1を開始するという方向で準備を進めるというところで合意されたところでございます。

また、この表に記載しているもののほかに、各種会議の間には、関係都道府県と相談の上、現場での説明、意見交換、いわゆる浜回りも実施してきております。瀬戸内海においては、瀬戸内海漁業調整事務所が中心的な役割を担って、そういった現場での意見交換も実施してきているところです。

さらに、TAC管理導入当初は、柔軟な運用として課題解決を図りながら段階的に実施するステップアップ管理を導入することとしたほか、関係者の皆様の意見を踏まえて、資源の利用実態等を基に、資源管理に影響のない範囲で、暫定的な目標や漁獲シナリオ、柔軟な運用も検討しているところでございます。瀬戸内海漁業調整委員会において、今日も議題となっております資源、サワラですとかトラフグについても、この間に資源管理手法検討部会を開催して議論を行っているというところでございます。

また、今後の会議の開催予定ですけれども、資料4-1の「今後開催」となっているところは、具体的なスケジュールは未定でございますが、令和6年3月中旬予定となっているもの、ブリにつきましては、中旬予定となっておりますが、3月19日の開催が決定しております。また、マダラ北海道太平洋、マダラ北海道日本海、こちらにつきましては3月15日の開催が決定しております。

以上、簡単でございますが、御報告いたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見等あれば承りたいと思います。その後に、ウェブ参加の委員の皆さんの御質問、御意見等を承ります。

会場はよろしいですか。

(質問、意見なし)

ウェブの方。和歌山県の大川さんですね。よろしく申し上げます。

○大川委員 和歌山県の大川です。

4-1の資料の中で、マダイがまたTACに加わるということですがけれども、結局また漁獲量の制限につながっていくわけですか。

○今井会長 水産庁で御回答お願いいたします。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長です。御質問ありがとうございます。

先ほど私が御報告しました、ステップ1に入ることに合意したというのは、マダイの中でも日本海西部・東シナ海系群のことをごさいますして、瀬戸内海の資源につきましては、まだステークホルダー会合を開催する前の状態でごさいますので、議論はこれからということでごさいます。

また、日本海西部・東シナ海系群につきましても、先ほどちょっと触れましたステップアップ管理ということで、この中では、ステップ1、ステップ2の間、私どもとしては3年間を想定していますが、そこで課題の解決に向けた取組を進めていってステップ3にと、ここは期限をあらかじめ区切っているわけではないですけれども、ステップ1、ステップ2の間は採捕停止は行わないという運用の中で、漁獲情報の収集体制の構築ですとか管理の試行、配分をどうしたらいいのかとか、管理上の課題として、どういうものがあって、それをどのように解決を図っていくのかという検討の取組を進めていくということです。すぐに何か漁獲制限というか、ペナルティーを伴うような規制が開始されるというようなことではごさいます。

○大川委員 それなら、最近どこの漁業者も一緒だと思うのですがけれども、漁獲単価が上がらない、その反動に燃油、それとか製氷の電気・光熱水費が値上がりしているんですよ。漁業の経営というのが非常に厳しいわけです。だから、例えばですけれども、放流尾数を増やすとか、仔魚・稚魚期の環境整備とか、そういうことも考えていただきたいのですが。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

先ほど申しそびれましたが、TAC管理イコール今より漁獲を減らすということでは必ずしもなくて、資源の状況に応じた漁獲可能量の設定となるので、資源の状況ですとか漁獲の強さが適切であれば、今と同じ操業を続けていただくことができるという、そこは資源の状態によってということがごさいます。

また、経営の面ということでごさいます。そういう意味で、漁獲可能量という、その数字を見ながら、その中でどう経営をしていくか、単価をどう上げていくかという取組も併せてやっていくというのが、望ましい姿だとも思っています。

御指摘いただいた種苗放流ですとか環境整備というところでは、放流はなかなかストレートにお応えするのは難しいところがあるかと思いますが、うまく資源を使っていくということで、TAC管理だけをやっているれば良いということではないということは我々も認識しておりますし、様々な海の環境が変化していることへの対応というのも必要だと思っております。具体的に今何をというところまでは申し上げられませんが、いただいた御意見を踏まえて、いろいろと我々もやるべきこと、やれることを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○大川委員 分かりました。我々も後継者を育成していきたいので、そのところよろしくお願ひします。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ほかにごさいますでしょうか。

それでは、ごさいませんようですので、次に移りたいと思います。

では続きまして、②令和6年度資源管理関係予算について、水産庁から説明をよろしくお願ひいたします。

○永田資源管理推進室長 引き続き、資源管理推進室長の永田から御説明をいたします。

資料の4-2を御覧ください。

こちらの資料ですが、令和6年度予算については、昨年末に政府としての予算案を決定いたしまして、今まさに国会で審議の対象となっております、先日衆議院で可決され、衆議院は通過したという状況のものでございますが、その資料はその予算案の内容でございます。

1 ページ目のタイトルにありますとおり、この資料は、最初の8 ページ目までは、水産関係予算の主要事項につきまして、項目ごとの額と内容を簡潔にまとめたものとなっております。このうちの資源管理に関係するものにつきまして、簡単に御説明いたします。

最初のページ、四角囲みの1、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施というところ、資源管理の関係の予算は、大半がこの項目に含まれているところですが、直接的に関係してくるものとして、①の漁業経営安定対策の着実な実施というところと、②の資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進というところになります。

まず、順番が逆になりますが、②については、58 億円という金額となっております。これは、デジタル庁計上分も含めた金額となっております。1 つ目の○、海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実現に向け、最大持続生産量を達成できる資源水準の算定、新たな技術を活用した調査船調査等や漁業者の協力による漁船活用型調査、外国との研究連携を推進し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を確立というものがございます。これにつきましては、資料の10 ページ目のところですね。水産資源調査・評価推進事業という横長のカラーの資料にも少し詳しいものがございますので、後ほど見ていただければと思います。

また、1 ページ目にお戻りいただいて、2 番目の○のところ、新漁業法の下、TAC 管理等を円滑に推進するため、TAC 管理に資する選択的漁獲等のための技術開発の推進、IQ 管理の拡大に向けた取組の支援、資源管理協定の高度化や遊漁の実態把握を推進というものがございます。こちらにつきましては、資料の11 ページ目、新たな資源管理システム構築促進事業というところに、もう少し詳しい説明がございますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

また、主要事項に戻りまして、3 ページ目に、四角囲みの3 番、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現という項目がございます。こちらの①に、水産業のスマート化の推進という項目があります。こちらの詳しい資料は、資料の12 ページ目にスマート水産業推進事業というものがございますが、漁獲情報収集体制の強化等に関する予算でして、TAC 魚種の拡大等にも対応するシステム改修のほか、システム連携に向けた調査等も推進していくというものでありまして、デジタル庁の計上予算や令和5年度の補正予算も合わせて、取組を進めていくというものとなっております。

また、主要事項の4 ページ目に行ってください、⑥のところでございます。内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策、14 億円と書いてございます。この項目には、広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流に関しまして、資源造成効果の検証の支援、キンメダイ等の種苗生産・放流技術の開発、また資源評価の精度向上に資する標識放流技術の開発を行うものが含まれておりまして、新たな資源管理の導入において関係性が高いものとして、御紹介させていただきました。もう少し詳しいものは13 ページにありますので、これも後ほど見ていただければと思います。

そして、順番が逆になりましたが、1 ページ目にお戻りいただいて、1 の①漁業経営安定対策の着実な実施については、皆さん十分御承知かと思いますが、資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策、いわゆる積立ぶらすの実施ということで、令和6年度当初で202 億円という予算案となっているというものでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず会場に御出席の委員の皆さんの御質問、御意見等を承りたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

それでは、ウェブの委員の皆様、よろしく申し上げます。ございますでしょうか。

山口県、よろしく申し上げます。

○梅田委員 今、予算の説明をいただいたところで、1 ページ目の②の関係ですけれども、先ほどから TAC 魚種を拡大するという流れになっていて、そうすると、いろいろな調査や会合も増えるので、予算は当然増えるものかなと思っていたのですけれども、この資料で見ると、5 年度の当初予算が 67 億円で、6 年度が 58 億円となっています。何か減っている理由でもあるのかなと思いましたので、何がどうなっているのかというのが分かれば教えていただきたいと思いました。

○今井会長 水産庁、お願いします。

○永田資源管理推進室長 御質問ありがとうございます。

具体的にどの項目がどう減ってというところまで、細かいところは今申し上げられませんが、確かにこの辺りは、財政当局から厳しい査定を受けたというところはございます。我々といたしましても、資源管理に当たって当然資源調査・評価というのは非常に重要なところでございますし、資源管理を推進していくために必要な体制の予算というのは非常に重要だと思っております。特に資源管理の新たな資源管理システム構築促進事業という、この事業の予算のタームが、令和 6 年度で一区切りつくというところもありますので、その次の予算要求に向けては、できるだけ予算をしっかりと確保できるように、組立ても含めて見直して、しっかり我々としても頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○梅田委員 どうもありがとうございました。分かりました。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、引き続きまして③のその他に移りたいと思います。

資料は、資料 4-3 と 4-4 がございます。このうち、資料 4-3、沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果についてですけれども、こちらは令和 5 年 4 月の一斉更新の結果となっており、昨年 12 月に資料を委員の皆様方に送付して報告済みの事項であるため、説明は割愛させていただきたいと思っております。

最後に、資料 4-4、資源管理基本方針の一部変更についてですけれども、水産庁から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○番浦課長補佐 資源管理推進室の番浦でございます。

では、説明に入らせていただきます。

まず、資源管理基本方針の一部変更についてです。この位置付けについてですが、これは令和 6 年 2 月 8 日付けで水産政策審議会に諮問をしております、原案どおり承認いただいたものでございます。2 ページ目以降、その内容、告示の案がついているのですが、これは少々内容が分かりづらいので、15 ページ目の資料で御説明をさせていただきます。

まず、資源管理基本方針の別紙 3 への新たな水産資源の追加とございますが、ここでは、資源管理基本方針に関して別紙というものがあまして、個別の魚種の資源管理の方針に関しては、別紙の中に位

置付けて資源管理に取り組むこととなっております。例えば、別紙2に関しては、特定水産資源、つまりTAC対象魚種が該当いたしまして、TACを導入した魚種に関しては、別紙2に位置付けまして、目標を定めて資源管理に取り組んでいくということとしております。TAC以外の、特定水産資源以外の魚種に関しても、同じく目標を定めて資源管理に取り組んでいく必要があるということから、今般、別紙3に魚種を追加するというを行っております。

具体的にどういうものを追加したかという、15ページ目の4行目以降に記載しております。今般、漁獲可能量による数量管理は行われていないものの、国による資源評価が行われ、漁業者による自主的な資源管理措置が導入されている国内資源のうち、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業などの、これは大臣許可漁業となりますけれども、その主要対象魚種である以下の(1)から(13)までの水産資源及び、(14)のいか釣り漁業の主要対象魚種に関して資源管理の目標を定めて、当該水産資源を別紙3に追加するということとしております。下に掲載しております(1)から(14)までの魚種を、別紙3に位置付けております。具体的にはどのような内容で位置付けたかという、16ページ目以降に一覧表がございますので、御確認をいただければと思います。

ここで、別紙3に記載されている魚種の中で、既に数量管理、TAC対象魚とするための議論を行っている魚種もございますが、それも別紙3の中で位置付けております。例えば、アカガレイに関しては、これが別紙2との関係はどうかというところがございますが、ここでは資源管理の目標のところ記載があるとおりですけれども、ここで、別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間はということと記載がされておまして、今後、別紙3に位置付けられているものもTAC対象となったならば、別紙2に位置付けられるという措置になります。

では、簡単ではございますが、今般の一部変更の内容について説明させていただきました。

○今井会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、まず会場の委員の皆さんの御質問、御意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

それでは、ウェブの参加の皆様。

(質問、意見なし)

○今井会長 特段ないようでございますので、最後に、次回委員会の開催予定について、事務局から御説明よろしくをお願いします。

○金子所長 事務局でございます。

これまで広域漁業調整委員会は、通常、各年度11月頃と翌年の3月頃の2回開催してきたところでありますけれども、1年前の広域調整委員会において、議題が報告事項のみの場合には資料送付とするなど、柔軟な委員会の開催について御相談し、委員の皆様方から御理解をいただいたところであります。

これに基づきまして、昨年の11月は広調委を開催せず、資料の送付による御報告とさせていただいたところでありますけれども、令和6年度の秋については、沿岸くろまぐろ漁業の一斉更新の議題が予定されておりますので、通常どおり広域漁業調整委員会を開催する予定でございます。

以上であります。

○今井会長 どうもありがとうございました。

次回の広域漁業調整委員会の開催は、今年の秋頃を予定しているとのこととでございます。委員の皆様、

よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議題については全て終了いたしました。

最後に確認でございますけれども、これまでの議事において、言い足りない、あるいは発言するタイミングを逸したなどで、まだ発言していないという方があります場合は、マイクをオンにしてお伝えいただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようですので、これまで諮った内容について特段の異議はないという方は、「異議なし」などと御発言いただければありがたく存じます。

(「ないです」との発言あり)

○今井会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様をはじめ御出席の皆様におかれましては、本日の議事進行への御協力、また貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日出ました意見を踏まえて、以後、今後の委員会の運営や水産施策の検討に活用していただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、議事録署名人に指名させていただきました徳島県の岡本委員と大臣選任委員の久賀委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御署名のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第 47 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。長時間の御審議、誠にありがとうございました。

(16 時 57 分閉会)